

— 埼玉県で保育士として働き出すあなたを応援します —

令和7年度埼玉県 保育士向け 保育料等貸付のご案内



埼玉県内において未就学児を持つ潜在保育士で、新たに保育所等に就職・育休等から復帰する方へ保育料の一部等をお貸しします。埼玉県内の保育所等で**一定期間保育士業務に従事**した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

保育士保育料貸付

(旧:保育所復帰支援貸付)

最大1年間
保育料の半額
(月額上限2万7千円)

定員
150名

【貸付対象(以下のすべてを満たす方が対象です)】

- ①令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に県内(さいたま市を除く)の保育所等に新たに勤務又は産後休暇・育児休業から復帰する。
- ②週20時間以上、保育士として勤務する。
- ③未就学児を養育しており、保育所等への入所が決定している。

【申請期限】

令和8年3月31日(必着)

・定員に達し次第受付終了。ホームページから申請に必要な書類がダウンロード可能です。必要書類を揃え、勤務先の市町村の保育担当課に提出してください。

【返還免除の要件】

さいたま市を除く保育所等に、2年間引き続き保育士として従事した場合

埼玉県なら引き続き
保育料無償化までサポート

NEW

保育士保育料特別貸付

【貸付対象(以下のすべてを満たす方が対象です)】

- ①保育士保育料貸付の貸付期間終了後、令和7年度中に保育料が発生している。
- ②週20時間以上、保育士として勤務する。

【申請期限】

令和8年1月9日(必着)

※対象となる可能性がある方には、個別に案内を送付します。

【返還免除の要件】

さいたま市を除く保育所等に、貸付期間と同期間引き続き保育士として従事した場合
(保育士保育料貸付の返還免除を受けるために必要な業務従事期間を満たした翌日から起算)

ほかにも

子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付

保育所等に加え、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業等を利用する場合、**最大2年間 利用料の半額(年間上限12万3千円)**をお貸しします。詳細はホームページをご確認ください。

CHECK

- ・申請の際は、ホームページ掲載の「貸付の手引き」を必ずご一読ください。
- ・貸付には、連帯保証人が必要です。
- ・貸付対象となる保育所等は、ホームページ掲載の【保育所等定義一覧】をご確認ください。
- ・勤務地がさいたま市の方で、**保育士保育料貸付**の申請希望の場合は、さいたま市社会福祉協議会のホームページをご確認ください(そのほかの保育料等に関する貸付は、実施しておりません)。
- ・次年度以降の実施については、ホームページ又はお電話にてお問い合わせください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課
TEL 048-824-3370

二次元コードからも
アクセス可能です

